

結婚新生活に必要な引越費用やリフォーム費用、住居費等を補助します！

彦根市結婚新生活支援補助金

彦根市では移住・定住人口の増加を図るため、結婚に伴い彦根市に移住される方に対し、引越費用や住居費などを補助します。

○ 補助金の概要

1 補助対象世帯

次の 1 から 10 までの要件をすべて満たしている必要があります。

1. 令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日の間において婚姻の届出が受理されていること
2. 夫婦の双方または一方が本市外(周辺市町を除く。)から補助対象住宅に居住することに伴い移住する者で、その転入の日から起算して過去 1 年以内に本市および周辺市町の住民基本台帳に記録されたことがないこと
3. 交付申請の時点における夫婦の住民基本台帳に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること
4. 婚姻日において、年齢が夫婦ともに 39 歳以下である世帯
5. 夫婦の所得が 400 万円未満(貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額、婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合にあっては離職した者について所得なしとして、夫婦の所得を算出した額が 400 万円未満)である世帯
6. 夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること
7. 交付申請の時点において、夫婦のものいずれの者も、彦根市における市税を滞納していない世帯
8. 夫婦の双方が過去にこの要綱または旧彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱(平成 30 年彦根市告示第 138 号、令和元年彦根市告示第 55 号の 2)に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
9. 夫婦の双方が彦根市暴力団排除条例(平成 23 年彦根市条例第 17 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条例第 6 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではない世帯
10. 夫婦の双方が彦根市に 4 年を超えて居住する意思があること。

2 補助対象経費

- ・引越費用
- ・リフォーム費用
- ・住居費（物件の購入や物件の賃貸借にかかる費用）

3 補助限度額

60 万円（夫婦の双方とも婚姻日における年齢が 29 歳以下の世帯）

30 万円（夫婦の双方または一方が婚姻日における年齢が 30 歳以上 39 歳以下の世帯）

○ 補助金の申請方法

彦根市結婚新生活支援補助金交付申請書に次の 1 から 12 までの書類を添えて、彦根市企画課の窓口に**令和 5 年 2 月 28 日（火）**までに提出してください。

1. 新婚世帯の記載のある住民票の写し
2. 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍抄本
3. 上記の補助対象世帯の 2 号の要件が証明できる住民票等の写し
4. 新婚世帯の直近の所得証明書の写し
5. 物件の売買契約書または工事請負契約書および領収書その他の支払いが確認できる書類(以下「領収書等」という。)の写し
6. 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し(住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
7. リフォームに係る工事の契約書、リフォームの内容を確認することのできる書類および領収書等の写し（リフォーム費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
8. 住居費およびリフォーム費を金融機関等から借入金により支払った場合にあっては、借入金に係る契約書、借入金返済計画書および領収書その他の借入金の返済の支払いを確認することのできる書類の写し
9. 住宅手当支給証明書(別記様式第 1 号の 2)（住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
10. 引越に係る領収書等の写し(引越費用の補助金を交付する場合に限る。)
11. 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの(貸与型奨学金を返済していた場合に限る。)
12. 離職票の写しまたは退職証明書(退職した場合に限る。)
13. 誓約書(様式第 1 号の 3)
14. 同意書(様式第 1 号の 4)

【お申込み・お問合わせ】

滋賀県彦根市 企画振興部 企画課

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

TEL : 0749-30-6101 FAX : 0749-22-1398

E-Mail : kikaku@ma.city.hikone.shiga.jp